

平成27年度
第3回愛知県障害者施策審議会
ワーキンググループ 会議録

平成27年10月16日（金）

愛知県障害者施策審議会ワーキンググループ

平成27年度 第3回愛知県障害者施策審議会 ワーキンググループ

会 議 録

1 日時

平成27年10月16日（金） 午後1時30分から午後4時まで

2 場所

自治センター5階 研修室

3 出席者

荒木構成員、宇佐美構成員、加賀構成員、河口構成員、園田構成員、
高橋構成員（座長）、土本構成員、徳田構成員、武藤構成員、渡辺構成員

（事務局）

障害福祉課長 ほか

4 開会

定刻になりましたので、ただ今から平成27年度第3回愛知県障害者施策審議会ワーキンググループを開催させていただきます。

開催にあたりまして、浅野障害福祉課長から御挨拶申し上げます。

5 課長挨拶

皆さんこんにちは。

愛知県の障害福祉課長の浅野でございます。

皆様方には、大変お忙しいところ、御出席いただき、誠にありがとうございます。また、日頃から県の障害者施策の推進に御理解、御支援を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本日は議題3件を予定しております。

まず、「次期愛知県障害者計画（素案）について」でございます。

9月4日に開催しました第1回ワーキンググループにおきまして計画の骨子素案について御意見をいただきましたが、それらを踏まえて作成いたしました計画素案について御審議をいただきたいと存じます。

次に、「愛知県障害者差別解消推進条例要綱（案）に対する意見への対応（案）について」でございます。9月24日に開催しました第2回ワーキンググループにおいて、要綱（案）について御意見をいただき、また、その後改めて施策審議会委員の皆様全員に意見照会を行ったところです。本日は、いただいた意見への対応案について、御意見をいただきたいと思っております。

最後に、「障害者差別解消法に基づく職員対応要領（案）について」でございます。本日は、第2回ワーキンググループでお示した「知事の事務局における職員対応要領（素案）」にいただいた意見

に対する対応案と、他の任命権者の要領策定に向けた考え方等についてお示しし、御意見をいただきたいと存じます。

なお、本日の資料につきましても、今後、障害者施策審議会委員の皆様全員に対し意見照会をさせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

構成員の皆様におかれましては、忌憚のない御意見を賜り、実りある会議となりますようお願い申し上げます。簡単ですが、私の挨拶とさせていただきます。

6 傍聴及びホームページへの掲載についての報告

続きまして、傍聴及びホームページへの掲載による報告をさせていただきます。

この会議は、愛知県障害者施策審議会ワーキンググループ設置要領及び本ワーキンググループの傍聴に関する要領により、公開としております。

10月2日（金）から県のホームページで、ワーキンググループの開催のお知らせをしており、本日の傍聴は5名でございます。

傍聴の方をお願い申し上げます。

お手元の傍聴人心得を守り、静粛に傍聴していただきますよう、お願いいたします。

7 資料確認

次に、事前に皆様にお送りしております、本日の資料の確認をさせていただきます。

まず、A4判で、会議の次第、出席者名簿、配席図、ワーキンググループ設置要領でございます。

続いて、A3判で、資料1が8枚、資料2が15枚、資料3が5枚、資料4が1枚、資料5が表紙をあわせて22枚、資料6が1枚となっております。

机上配付しております追加資料として、A3判で資料3が1枚、参考資料1が2枚、参考資料2が12枚となっております。

不足等がございましたら、お申し出ください。

なお、本会議の資料につきましては、愛知県障害者施策審議会委員の皆様全員に送付させていただきます。御意見をいただきたいと存じます。

本会議では、手話通訳の方に御協力を頂きながら進行してまいります。各委員におかれましては、御発言にあたりまして、マイクを御利用いただき、ゆっくりと大きな声で御発言くださいますようお願いいたします。

それでは、この後の会議の進行につきましては、高橋座長にお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

8 座長挨拶

改めまして、皆様こんにちは。

本日は、お忙しい中、ワーキンググループに御出席いただきまして、ありがとうございます。

本ワーキンググループは、次期愛知県障害者計画及び障害者差別解消法に基づく職員対応要領の策定について検討を行うため、設置された会議であります。

議題は、お手元の次第にありますように、「次期愛知県障害者計画（素案）について」、「障害者差別解消推進条例要綱（案）に対する意見への対応案について」、「障害者差別解消法に基づく職員対応要

領（案）について」の3件ございます。

いずれも重要な議題となっておりますが、皆様の御協力をいただいて、スムーズに会議を進めていきたいと思っております。

構成員の皆様方には、言葉や内容についてお分かりになりにくいことがあれば、手を挙げるなどしていただき、質問していただきたいと思っております。そして、御遠慮なくお考えを言っていただきまして、会議が充実したものとなりますようお願い申し上げます。

簡単ですが、挨拶とさせていただきますと思っております。

9 事務連絡

では、次第に沿って議事を進めてまいります。本日の会議の終了時刻は、会場の都合により午後4時を予定しておりますので、御協力よろしく申し上げます。

それでは、まず、議題（1）「次期愛知県障害者計画（素案）について」、事務局から説明をお願いします。

10 議題（1） 次期愛知県障害者計画（素案）について

障害福祉課 加藤主幹

「次期愛知県障害者計画（素案）について」を、資料1と資料2を使って説明いたします。

お手元の資料1を御覧下さい。

愛知県では、平成23年6月に策定した「あいち健康福祉ビジョン」における障害者に係る記載部分を「障害者計画」として、施策の推進を図っております。

この「あいち健康福祉ビジョン」の計画期間の最終年度が平成27年度に当たりますので、障害者施策審議会及びワーキンググループ等の意見をお聴きして新たに次期障害者計画を策定するものであります。

これまで、7月31日開催の第1回障害者施策審議会、8月28日開催の障害者自立支援協議会、そして9月4日開催の第1回ワーキンググループにおいて、骨子（素案）について御意見をいただきました。

いただいた御意見に対する対応をまとめたものが、1ページから6ページまでにあり、また、7ページから8ページまでは、意見を踏まえて整理させていただいた計画の骨子（案）となります。これに基づき作成した計画の素案が資料2となります。

それでは、順次、いただいた意見に対する対応について説明させていただきます。

まず、7月31日の第1回施策審議会でのいただいた意見が、1ページから2ページまでの7項目となっております。

1番の「特別支援教育の充実」では、意見内容として、

医療的ケアの充実のための看護師の拡充と記載されているが、小中学校などの一般の学校も対象に加えていただきたい。

との意見に対し、右側の対応の方向性として、看護師の拡充については、基本的にはそれぞれの市町村において進めており、計画（素案）では、特別支援学校における常勤看護師の配置について盛り込んでおります。

なお、四角で囲った中には、骨子（案）の該当箇所として、資料1の7ページ1-(1)-②「特別支援学校における幼児児童生徒への支援」が、資料2の計画（素案）の、7ページ右側「特別支援学校の充実」に記載があることを示しています。

続きまして、3番の5社会全体で支える環境の整備「(1)差別の解消及び権利擁護の推進」では、来年4月施行の差別解消法に伴い、計画の中で、差別解消に関する条例の策定について盛り込んでいただきたい。

との意見に対し、法の中で対応が求められている「相談・紛争解決の体制整備」、「職員対応要領の策定」、「障害者差別解消支援地域協議会の設置」について計画（素案）に盛り込んでいるところです。

また、次のページの7番、「5社会全体で支える環境の整備」の「(4)安全・安心の確保」では、①防災対策の推進、②防犯対策の推進、③消費者トラブルの防止及び被害からの救済の三本柱にした方がよいのではないかと。

との意見に対し、御意見のとおり、骨子（案）を修正し、計画（素案）に反映しています。

続いて、3ページを御覧いただきたいと思います。8月28日の自立支援協議会でいただいた特別支援教育の充実など4項目の意見への対応をまとめたものとなっております。

4ページを御覧ください。

9月4日の第1回ワーキンググループでいただいた、5項目の意見への対応案をまとめてあります。

1番の「特別支援教育の充実」では、

特別支援学校で手話を普及する取組として、計画の中に手話を広めていくという内容を入れていただきたい。また、特別支援学校が、特別支援教育のセンター的存在であることの記載を強調していただきたい。

との意見に対し、今後検討を行い、必要に応じて計画（素案）へ反映していくこととさせていただきます。

なお、手話通訳者の養成・派遣等を行う聴覚障害者情報提供施設を拠点施設としたコミュニケーション環境の充実を、計画（素案）に盛り込んでおります。

次に2番の「障害のある人の地域生活支援と療育支援」の「(1)①の住まいの場の確保」では、

グループホームを増やすには、支援員の専門性と定着が必要である。特に、土日の対応ができないという現状があるため、支援員に対して支援を行っていただきたい。

との意見に対し、建築基準法の緩和による既存の戸建て住宅の活用や、グループホームの開設から運営までサポートする支援の仕組みについて、計画（素案）に盛り込んでおります。

また、本県では、平成19年度から、障害者共同生活援助事業費補助金として、土日の日中活動等に対して助成を行っているところです。

次に、3番、「2障害のある人の地域生活支援と療育支援」の「(1)④コミュニケーション環境の充実」では、

手話通訳者の配置を積極的に行っていただきたい。

との意見に対し、「障害の特性に応じた情報のバリアフリー化の推進」、及び「手話通訳者の養成・派遣等を行う聴覚障害者情報提供施設に対する運営費の助成」について、計画（素案）に盛り込んでおります。

次に、4番の「3地域における就労支援の充実」では、

障害のある女性について計画に盛り込み、また、男女の所得格差をデータとして出していただき

たい。

との意見に対し、障害のある女性についての記載を、計画（素案）に盛り込んでいるところであり、今後、障害のある人の男女の所得格差については数値を盛り込んでいきたいと考えております。

次に、5番の「3 地域における就労支援の充実」では、

精神障害のある人の福祉問題について、自立支援協議会と保健所を中心とした協議会が連携をとり、保健と福祉が一体となった仕組みを作ることを計画に盛り込んでいただきたい。

との意見に対し、精神障害のある人への支援に関して、地域自立支援協議会等の関係機関との連携体制の強化を図ることを、計画（素案）に盛り込んでいるところであります。

5ページを御覧ください。5ページから次の6ページにかけてが、第1回ワーキンググループ後に、施策審議会の委員に対して意見照会を行い、特別支援教育の充実などについていただいた7項目の意見への対応をまとめた資料となっております。

7ページを御覧ください。

7ページから8ページにかけてが、これまでいただいた御意見を踏まえて作成した骨子（案）となりまして、骨子（案）をもとに、作成したのが、資料2にあります次期愛知県障害者計画（素案）となります。

この素案については、次期あいち健康福祉ビジョンの第4章、施策の方向性と主要な取組における、障害分野の記述として、盛り込まれる予定であります。今後、次期健康福祉ビジョンとの記載方法の統一性を図る必要がありますので、構成や文章の書きぶりなどの修正等があるかと思っておりますので、御了解いただきたいと思っております。

なお、障害分野のタイトルとしましては、現行の健康福祉ビジョンと同じ「身近な地域で共に暮らせる新しい社会に向けて」としているところでございます。

また、素案の構成は骨子（案）をベースに、1として「現状と課題」を掲げ、データ等も盛り込みながら、記載しております。

7ページを御覧いただきますと、右側には、2として「施策の方向性」を掲げ、（ ）内の項目ごとに、順番に施策の方向性を記載しているものでございます。

今後はこちらの素案について、皆様からの御意見をいただければと存じます。

本日のワーキンググループ、そして審議会委員全員への意見聴取を行った上で、11月5日の第2回施策審議会において改めて御意見を伺いまして、計画（案）としてまとめてまいりたいと考えておりますので、忌憚のない御意見をいただきたいと思っております。

予定としては、来年1月にはパブリックコメントを行い、そして3月の第3回施策審議会で審議いただき、3月中に策定・公表してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

なお、渡辺構成員から、7月31日の第1回障害者施策審議会で質問いただいております、同行援護の実施状況につきましては、現在、実施状況を調べておりますので、11月5日の第2回施策審議会において報告させていただきます。

高橋座長

ただいま説明のありました「次期愛知県障害者計画（素案）について」、御意見や御質問等があればお伺ひします。

河口構成員

資料1の4ページ4「地域における支援の充実」において、障害のある女性について計画に盛り込んでいただきたいという意見の中で、例として賃金格差についてのお話をさせていただきました。

このことについて、資料1の8ページを見ると、具体的に女性という文言が入っていないため、明示していただけたらと思います。

また、例として賃金格差の問題を挙げましたが、その他にも同性介助や婦人科医療の問題もあります。

知的障害の女性が亡くなる確率が、知的障害でない人に比べて有意に高いという結果が、イギリスのメンキャップなどの調査で明らかになっています。また、子宮がん・乳がんの検査を適切に受けることができているという調査結果もあります。日本において調査結果はないと思いますが、同じような現象が起こっていると考えられます。

障害のある女性について、就労支援という観点も必要ですが、もう一つ大きな枠の中に入れていただけるとありがたいです。

障害福祉課 加藤主幹

河口構成員に指摘していただいた、女性に係る内容については、現在作成を進めている、次期あいち健康福祉ビジョンの中の障害者に係る部分に記載するのが良いか、あるいは健康福祉ビジョン全体の基本理念や現状に記載するのが良いか検討したいと考えております。

また、県民生活部からも情報を収集してまいります。障害のある女性に関する適切なデータがありましたら、御協力いただきたいと思います。

園田構成員

資料1の4ページ「特別支援教育の充実」についてです。個人で手話を身につけると自己流になってしまうので、統一されていないということもあります。回答を見ると、手話の普及については、手話通訳者の養成・派遣等を行う情報提供施設を拠点施設としたコミュニケーション環境の充実として、計画（素案）に盛り込んでいると記載がありますが、こちらがイメージしにくいので、説明をしていただきたいです。総合教育センターで手話をきちんと学べるようにしていただけたらと思います。

次に、4ページの3番、「2(1)④コミュニケーション環境の充実」において、相談窓口到手話通訳者を設置していただきたいという要望の回答が、情報提供施設の運営費の助成という記載がされています。例えば、手話通訳の依頼いただき、通訳者を派遣するというイメージなのでしょうか。もう少し具体的に説明していただきたいと思います。

特別支援教育課 畑中補佐

現在、総合教育センターにおいて、手話に関する研修は行っておりません。

総合教育センターは、特別支援教育課が直接所管しておりませんので、御意見として担当者に伝えさせていただきます。

障害福祉課 加藤主幹

「2(1)④コミュニケーション環境の充実」について、資料2の12ページを御覧ください。

聴覚障害のある人が円滑に情報を取得・利用し、意思表示や他人との意思疎通ができるように、個々の障害に対応した支援の充実を図るため、情報のバリアフリー化を進めます。

という記載をしております。また、右上に聴覚障害者上方提供施設についての記載もしております。まだ素案の段階であるため、御意見をいただきながら、修正を加えていきたいと考えております。

園田構成員

少し話がずれてしまうかもしれませんが、平針の免許センターへ訪れた際に、手話通訳を準備していただきたいとお願いしたにも関わらず、県の事業であるから、対応することができないと言われたため、こちらから手話通訳を依頼し、派遣していただいた経験があります。平針の免許センターのような、多くの聴覚障害の方が訪れる場所においては、毎回依頼をして手話通訳を派遣するのではなく、手話通訳のできる職員を配置していただきたいと思います。

これにより、聴覚障害のある方も、依頼することなく、いつ訪れても手話通訳をしていただけないという環境になると思います。各所に手話通訳者を配置していただけると、前もって依頼をし、派遣していただくという手間も省けると思います。

障害福祉課 加藤主幹

園田構成員から例示された、平針の免許センターは公安委員会の所管となっております。

手話通訳者の配置については、警察本部の職員対応要領における、合理的配慮の具体例等で盛り込まれることが考えられます。どこまでできるかは分かりませんが、職員対応要領の中で規定をされてくることになるかと思えます。

河口構成員

資料1の1番、特別支援教育の充実についてです。医療的ケアの看護師の充実や人的支援について、回答として、小中学校においては、市町村で進められているということでした。身近なところで、看護師や介助員によるケアを受けることは重要なことであるため、県として何人配置しているのか、統計として把握していらっしゃるのでしょうか。把握されていれば、配置が少ない市町村に対して、財政的支援や働きかけを行うことができると思います。

特別支援教育課 畑中補佐

現在、36名の方が、医療的ケアを受けながら小中学校へ通っています。対応の方向性について、現段階では資料に記載させていただいたとおりではありますが、来年度の文部科学省の概算要求の中に、医療的ケアに係る看護師の配置を、今までは「特別支援学校への配置」となっておりましたが、「学校へ配置」となり、大幅に増加が見込まれております。

そのような国の動向も見ながら、今後検討をしつつ進めていきたいと考えております。

園田構成員

資料1の8ページ、(2)②施設のバリアフリー化の推進について、情報についても入れていただきたいです。

例えば、放送があった際に、聞こえない人には分からないため、見えない人には点字、聞こえない

人には文字化することについて記載していただけないでしょうか。

障害福祉課 加藤主幹

資料2の14ページに、社会的バリアの除去として、6項目の取組を記載しています。

御意見を踏まえ、情報についてどのように盛り込むか相談しながら、よりよい計画にしていきたいと考えております。

宇佐美構成員

資料2の15ページ、消費生活相談体制についての記載についてです。

こちらが、全体的な対応の記述となっているため、障害者特性に応じた対応について記載し、障害者にも対応することができるという趣旨を盛り込んでいただきたいと思います。

障害福祉課 加藤主幹

こちらは、消費生活全般を所管している県民生活部と相談して記載したものになりますが、御指摘を受け、障害特性に応じた対応についても盛り込んでいきたいと考えております。

渡辺構成員

盲人情報文化センター等では、施設に入るときに音が鳴りますが、地元の市役所では鳴っていません。先日、徳島での盲導犬使用者のトラックとの交通死亡事故でも、「バックしますご注意ください」との警告音が鳴らされていなかったと聞いています。騒音の苦情により、駅のホーム等でも案内放送がなくなるなど、音が消えつつある世の中になっています。

視覚障害を持つ人にとって音は大切であるため、騒音との兼ね合いもありますが、音を出していただきたいと思います。

障害福祉課 加藤主幹

計画にどのように盛り込むかということとは別に、関係する部署や市町村に働きかけてまいりたいと思います。

高橋座長

素案の7ページ、特別支援教育の充実について、今はインクルーシブ教育が基本であるため、そのことを最初に打ち出していただきたいと思います。インクルーシブ教育があり、その社会資源の一つとして特別支援学校があることから、最初にインクルーシブ教育についての記載をし、その後特別支援学校の過大化の解消について記載したら良いかと思います。

また、インクルーシブ教育を充実させるためには、ハード面の整備とともにソフト面を整備することが大切となります。愛知県は全国に比べて特別支援教育の教員免許の取得率が低い現状にあるため、このことについて計画に書いて取り組んでいただきたいと思います。

さらに、基礎的環境整備や合理的配慮について、記載が曖昧です。こちらは、つながりプランのときにはなかった、新しい課題であるため、こちらも盛り込んでいただきたいと思います。

最後に、5年後の次期計画の策定の際には、高齢障害者問題が深刻となり、クローズアップされる

と思います。そのため、今から高齢障害者の実態把握と対応策への検討を行うことについて、計画に記載していただきたいと思います。

特別支援教育課 畑中補佐

課内で改めて検討し、項目については、障害福祉課と相談しつつ、計画の体裁を整えていきたいと思います。

障害福祉課 加藤主幹

高齢障害者の問題については、次期健康福祉ビジョンが2025年を見据えたビジョンとして策定されますのでそういった視点を踏まえ、素案に盛り込むことを検討してまいります。

高橋座長

事務局におかれましては、これまで出された御意見を踏まえ、第2回施策審議会に向けて検討していただきたいと思います。

続きまして、議題（2）「愛知県障害者差別解消推進条例要綱（案）に対する意見への対応（案）について」、事務局から説明をお願いします。

11 議題（2）愛知県障害者差別解消推進条例要綱（案）に対する意見への対応（案）について

障害福祉課 加藤主幹

私からは、「愛知県障害者差別解消推進条例要綱（案）に対する意見への対応（案）」を、資料3を使って説明いたします。

お手元の資料3を御覧下さい。

条例要綱（案）については、9月24日（木）の第2回ワーキンググループで御意見をいただき、更には、その後、施策審議会委員全員に対し意見照会し、御意見をいただいたところです。

その結果を一覧にしたのが資料3であり、左側には意見の概要を、右側には意見に対する対応（案）をまとめてありますので、順番に説明してまいります。

なお、本日、参考資料1としまして、第2回ワーキンググループで配布しました条例要綱（案）、参考資料2としまして、知事事務局の職員対応要領（素案）を机上配布しておりますので、よろしくお願いたします。

それでは、まず、第3の3の定義です。

障害者の定義に、「障害者手帳の有無に関係なく対象となること」を盛り込んだらどうか。との意見に対し、対応（案）ですが、差別や合理的配慮の取組については、全国の統一的な取扱いが必要であることから、法に沿った規定としたいこと。また、国においても、基本方針で手帳の所持者に限られないことを規定しているところでもあります。

次に、第3の11の相談等のための体制の整備です。

- ・独立した相談窓口の設置
- ・相談体制の仕組みと役割分担の明確化

などの意見に対し、対応（案）として、国の基本方針に基づき、新たな機関は設置せず、既存機関

等の活用により対応することとしております。なお、条例とは別に、相談窓口は明確にして広報・周知を行うとともに、職員への研修も実施してまいります。

次に、第3の12の協議会です。

事案解決機能の権限を持たせてはどうか。

との意見に対し、対応（案）ですが、法で調停等は主務大臣の権限となっており、法施行前に発出される政令における地方公共団体へ権限を委任する内容を見極めたいと考えております。

また、

公開について検討してほしい。また、実効性を高めるため、実務者会議の設置を検討してほしい。

との意見に対し、対応（案）ですが、公開については、個人情報保護への配慮も必要であるので、条例とは別に協議会の要綱として検討したいこと。また、実務者会議については、今後設置する協議会に対応していく中で、必要に応じて検討していきたいと考えております。

次に、施行3年後、及び3年ごとの見直し規定を盛り込むことを提案する。

との意見に対し、対応（案）ですが、法における施行3年経過後の見直し規定も参考に、規定する方向で検討してまいります。

また、

障害当事者、障害者団体へのヒアリングを実施していただきたい。

との意見に対し、対応（案）ですが、実施する方向で検討してまいります。

それでは、次のページをお願いします。ここからは第2回ワーキンググループ後に施策審議会委員全員に意見照会した結果と、意見に対する対応（案）を一覧にしたものです。

まず、条例名について「障害のある人もない人も共に生きる愛知県条例」などの方がよいのでは、との意見に対し、対応（案）ですが、法の趣旨を県民にしっかりと周知したいと考え、法は正式名称が「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」であるが、一般的に「障害者差別解消法」と称されることから、わかりやすく「障害者差別解消推進条例要綱（案）」としたいと考えております。

次に、第3の1の前文において、

差別が現在でも存在する状況について言及すべきである。

との意見に対し、対応（案）ですが、他府県の条例を参考に検討させていただきます。

次に、第3の3の定義について、

障害者の定義に「難病」、「障害児を含む」、「民族的マイノリティ集団に属する者を含む」、「女性であることで複合的に困難な状況があること」について明記してほしい。

という御意見や、第3の4の基本理念において、

各地で手話言語条例等が制定されている状況を踏まえ、基本理念に言語と意思疎通についての項目を追加するとともに、性別、年齢と民族への言及を行うべきである。

との意見に対し、対応（案）ですが、差別や合理的配慮の取組については、全国の統一的な取扱いが必要であることから、法に沿った規定としたいと考えております。また、国においても、基本方針で「女性である障害者は複合的に困難な状況に置かれている場合があることに留意する。」と規定しているところであります。

次に、9の県における差別の禁止、及び10の事業者における差別の禁止において、

差別的取扱い及び合理的配慮について分野別に、具体的に規定してほしい。

との意見に対し、対応（案）ですが、差別や合理的配慮の取組については、全国の統一的な取扱い

が必要であり、事業者のための対応指針で示されることとなっているため、規定しないこととしたいと考えております。

また、

合理的配慮の提供の「負担が過重でない場合」について、例外規定を安易に設けず、真にやむを得ない場合に限定してほしい。

との意見に対し、対応（案）ですが、「過重な負担」の考え方については、国の基本方針に基づき、個別の事案ごとに「事務・事業への影響の程度」、「実現可能性の程度」、「費用・負担の程度」等の要素を考慮し、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断していくこととなりますので、規定しないこととしたいと考えております。

第3の11の相談等のための体制の整備において、

「市町村との連携」の項目が必要である。

との意見に対し、対応（案）ですが、規定する方向で検討してまいりたいと考えております。また、独立した相談窓口（相談員）の設置をしてほしい。

との意見に対し、対応（案）ですが、国の基本方針に基づき、新たな機関は設置せず、既存機関等の活用により対応することとしております。

なお、条例とは別に、相談窓口は明確にして広報・周知を行うとともに、職員への研修も実施してまいります。

更には、圏域ごとに広域相談員を配置してほしい、との意見に対し、対応（案）ですが、一定の区域ごとに広域相談員を設置する方向で検討してまいりたいと考えております。なお、相談窓口は各市町村1箇所設置してほしい、との意見に対し、対応（案）ですが、条例に関わらず、法で地方公共団体の責務とされていますので、市町村に対しても十分な体制整備を働きかけてまいります。

また、弁護士や障害当事者等を含む、「調整機関」の設置や、知事による、調査、勧告、公表ができる体制を作してほしい、との意見に対し、対応（案）ですが、法で調停等は主務大臣の権限となっており、法施行前に発出される政令における地方公共団体へ権限を委任する内容を見極めたいと考えております。

次に、第3の12の協議会についてです。

障害当事者・団体から構成員を参画させることが重要である。

との意見に対し、対応（案）ですが、既存の障害者虐待防止連携会議による対応を予定しており、障害者団体からの参画を予定しているところであります。

次に、第3の15の財政上の措置において、

地域間格差是正のため、財政上の措置に市町村への支援等の規定を入れるべきではないか。

との意見に対し、対応（案）ですが、条例要綱（案）では、第3の5「県の責務」において、市町村が実施する施策に関し必要な協力及び支援を行うよう努めるものとするを規定しているところであります。

なお、本日机上配布させていただきました、資料3の追加資料を御覧ください。

権限を持った第三者機関による解決の体制と悪質な場合の処罰などの規定を作ってください。

という意見に対して、対応（案）ですが、法で調停等は主務大臣の権限となっており、法施行前に発出される政令における地方公共団体へ権限を委任する内容を見極めたい。なお、罰則については、法の規定が直接適用されることとなります。

以上、条例要綱（案）に対する意見への対応（案）について順番に説明させていただきました。

本日の資料については、障害者施策審議会委員全員に送付し、意見照会を行い、御意見をいただいた上で、11月5日開催予定の障害者施策審議会最終案としてまとめてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

高橋座長

ただいま説明のありました「愛知県障害者差別解消推進条例要綱（案）に対する意見への対応（案）について」、御意見や御質問等があればお伺いします。

徳田構成員

資料3の1ページ及び3ページでは、3年後の見直し規定を規定する方向で検討すると記載されていますが、5ページでは、必要に応じて適宜見直しを行うこととしていると記載されています。

3年後見直し規定について、どちらの方向で検討されているのかお伺いしたいです。

障害福祉課 加藤主幹

資料3の4ページ及び5ページは、次の議題で説明をさせていただきますが、職員対応要領（素案）に対する意見をまとめたものとなります。

職員対応要領は、具体的事例を積み重ねていく中で、適宜見直しが必要であると考えています。このため、3年後に拘ることなく、必要に応じて見直しをしていくという趣旨で、3年後の見直し規定を置かないこととしています。

加賀構成員

県の条例は、国のコピーではないため、地方公共団体の条例にも、必要事項を多く盛り込んでいただきたいと思います。

また、職員対応要領は、3年後の見直し規定を置かないということでしたが、条例については、規定を検討するという書き方ではなく、規定を明示していただけないでしょうか。

障害福祉課 加藤主幹

本日は、まだ検討段階のため、検討させていただくと回答させていただきましたが、3年後の見直し規定については記載する方向で検討させていただいております。

渡辺構成員

相談体制の整備について、既存の相談窓口を活用するとのことでした。

盲導犬を連れて店に入ろうとすると、あからさまに嫌な顔をされたり、視覚障害者のみで店に入ろうとすると、入口の寒い席を勧められたり、トイレ近くの、他の人が避けたがる席に連れて行かれることがあります。盲導犬と歩いていて、他人とぶつかったときに、お金を要求されるトラブルもあつたりします。

トラブルがあつたときに、両者が納得する形で解決をするために、どのように相談し、どのように解決されるのか、相談体制のしくみについて説明していただきたいです。

障害福祉課 加藤主幹

相談窓口は、国から示されている、基本方針に基づき、新たな機関は設置せず、既存機関等の活用により、対応をしていきます。相談窓口は明確にし、広報・周知していきたいと考えております。また、職員の研修も実施してまいります。

渡辺構成員

相談窓口が専門であると、起こった問題に対してしっかりと取り組んでいただけないのではないかと期待していたのですが、既存の窓口を使われることになると、たらい回しにされるのではないかと心配です。

高橋座長

たらい回しにされる心配がないよう、体制を整え、来年度から対応していただければと思います。

河口構成員

障害者施策審議会委員の多くから、相談・調整機関の設置、知事による勧告、公表の規定、調整機関に対する権限の付与などの意見が出されたと思います。これらの御意見を、愛知県はどのように反映させていくのでしょうか。

対応（案）では、国の基本方針に基づいて対応する、法の主務大臣の権限となっていることから、政令の内容を見極めたいと記載されています。しかし、地方自治として、上乘せ・横出しを推奨する法律となっていることから、委員から出された規定を、条例（案）に入れて良いと思います。

差別をなくすことを第一に考えた場合、必ずしも全国統一的である必要はないと考えますが、いかがでしょうか。

浅野障害福祉課長

障害者差別の問題は、地域によって差があるべきでないという考え方が従来からの愛知県の考え方であり、御意見のあった相談窓口や事案解決の仕組みについても、法や国の基本方針に沿うべきとの県の考え方に基づく対応とさせていただきます。

ただ、3年後の見直しについては法に規定がありますので、これまで3年にこだわらず必要に応じて見直すとしてきましたが、規定を置きたいと考えています。

加賀構成員

国の方針に基づく必要性があるかもしれませんが、独自の方針を掲げている地方公共団体もあることから、県の色を出すわけにはいかないのでしょうか。

浅野障害福祉課長

地方分権という観点から、愛知県の色を出すことは可能ですが、県としては全国統一的な取扱いをすることが愛知県の色であると考えています。

荒木構成員

「負担が過重でない場合」についての考え方について、国の基本方針に基づき、「事務・事業への影響の程度」、「実現可能性の程度」、「費用・負担の程度」等の要素が考慮された、総合的・客観的判断が本当に行われるか不安です。

障害福祉課 加藤主幹

負担が過重でない場合の考え方については、総合的・客観的に判断していくことになります。

県の職員に対しては、職員対応要領の中に規定を盛り込むことで、周知徹底させてまいります。職員対応要領については、具体的事例が積み重なる中で、適宜見直すことを予定しております。

高橋座長

第2回障害者施策審議会では、条例要綱最終（案）を検討することとなっております。事務局におかれましては、御意見を生かし、よりよい条例要綱（案）の作成に努めていただきたいと思いますと考えております。

続きまして、議題（3）「障害者差別解消法に基づく職員対応要領（案）について」ですが、事務局の入れ替えがありますので、5分間の休憩をとりたいと思います。

（休憩 5分間）

時間になりましたので、審議に戻ります。議題（3）「障害者差別解消法に基づく職員対応要領（案）について」、事務局から説明をお願いします。

12 議題（3） 障害者差別解消法に基づく職員対応要領（案）について

障害福祉課 伊藤主査

障害者差別解消法に基づく職員対応要領（案）について御説明させていただきます。

引き続き資料3をご覧ください。

まず、知事の事務部局の対応要領（案）でございますが、先ほどの条例要綱（案）と同様、先日の第2回ワーキンググループにおいて素案をお示しいたしまして、御意見をいただいたところでございます。また、当ワーキンググループの構成員以外の委員につきましても文書で意見照会をさせていただいたところでございます。

いただいた意見と対応について順に説明してまいります。

4ページをご覧ください。

前回、前々回の会議でいただいた意見でございます。意見に対する対応といたしましては、会議で回答させていただいた内容が記載されています。

上から2つ目の項目ですが、障害特性に応じた対応について、不適切な表現の修正、更なる充実についての意見でございます。

不適切な表現については、確認の上、必要があれば修正してまいります。

また、今後、相談事例等の集約を行っていく予定であり、必要に応じて具体例の充実を図っていく

こととしております。

一番下の項目ですが、前回のワーキンググループにおいて、県職員の中に視覚障害、聴覚障害の方がどれくらいいらっしゃるかの質問がございましたので御報告させていただきます。資料にありますとおり、平成27年6月1日現在で視覚障害のある方が4名、聴覚障害のある方が8名在籍しており、その双方を有するものは在籍しておりません。

5ページをご覧ください。前回の会議後に書面でいただいた意見でございます。

第3条関連で合理的配慮の提供の「負担が過重でない場合」についての意見でございます。

「過重な負担」の考え方については、国の基本方針で示されており、個別の事案ごとに「事務・事業への影響の程度」、「実現可能性の程度」、「費用・負担の程度」等の要素を考慮し、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断していくこととしております。

差別の定義と同様に法施行後の具体的な事例等を積み上げていく中で共通の認識を図ってまいりたいと考えております。

2つ目ですが、第4条関連で、

監督者の責務として、合理的配慮を提供するために組織として努力するという文言をとの意見でございます。

監督者という立場は組織を前提としたものであり、ここに規定されていることは当然組織として対応していくものでございます。

3つ目ですが、第7条関連で

研修・啓発について、障害当事者が主導で、企画もしくは参画している研修を受けさせるべきとの意見でございます。

研修の実施方法等につきましては、現在検討中でございます。

効果的な方法をよく検討してまいりたいと考えております。

4つ目ですが、合理的配慮の具体例について広く意見を募ってほしいとの意見でございます。

こちらは、第1回ワーキンググループで出された意見と同様でございますが、国の要領や指針を作成する際にパブリックコメントが実施されており、国民の意見が反映されたものとなっております。

今後相談事例を集約していく中で、必要に応じて具体例の充実を図っていきたいと考えております。

5つ目ですが、視覚障害者への選挙公報の配慮に関する意見でございます。

現在の対応状況でございますが、点字版につきましては、選挙管理委員会で把握している方へ郵送しております。音声版につきましては、希望者の把握が難しいことから市町村に備え付け、利用できるようにしております。

6つ目ですが、障害特性に応じた対応について、

必要な合理的配慮は本人との双方向のコミュニケーションで確認することが必要である。

との意見でございます。

障害種別ごとの特性を盛り込んだ職員対応要領に基づき、具体的場面や状況に応じた適切な対応がとれるよう徹底していきたいと考えております。

最後に見直しに関する意見でございます。

見直しについては、3年後に拘ることなく必要に応じて適宜行ってまいります。

先ほども触れましたが、特に具体例につきましては、事例の集約状況に応じて随時充実を図っていきたいと考えております。

続きまして、資料3追加資料をご覧ください。

障害の特性や主な対応など各障害者団体（当事者）に確認・承認をとってください。

とのご意見でした。

こちらにつきましては、幅広く参加いただいている愛知県障害者施策審議会・ワーキンググループにおいて、意見聴取していくこととしたいと考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

続きまして、資料4をご覧ください。知事の事務部局以外の職員対応要領でございます。

これまでの会議におきまして、職員対応要領は任命権者ごとに策定する旨ご説明してまいりました。この資料はそれぞれの機関における策定方針を一覧にまとめたものでございます。

任命権者が異なる機関のうち、教育委員会と警察本部につきましては、職員対応要領を別に新たに策定いたします。その他の機関につきましては、それぞれの機関の既存の規程で「服務は知事の事務部局（一般職）の例による」などと定められている、もしくは知事の事務部局の規定を列挙し、これを適用することとしているところでございます。この場合は、規程を改正し、適用する規定に職員対応要領を加えることとなります。これらに基づき、教育委員会と警察本部以外の部局につきましては、知事の事務部局の対応要領を適用することといたしまして、新たに策定はいたしません。

策定の形式に、訓令や規定といった行政の専門用語を使用しておりますので、簡単に説明させていただきます。職員対応要領を新たに策定する知事の事務部局、教育委員会、警察本部につきましては訓令の形式で策定していく予定です。訓令は、上級行政機関が下級行政機関の権限の行使を指揮するために発する命令となっております。この訓令は県公報に掲載され、直接住民を拘束するものではなく、単に行政機関を拘束するに留まるものとされています。

告示は、行政機関が指定・決定などの処分について、不特定多数の者に通知する形式とされております。法令によって義務付けられている場合や、告示することが適当と認められた場合に発せられるものとなっております。

規則は、普通地方公共団体の長がその権限に属する事務を処理するために制定する自治法であるとされております。主に個々の法律によって規則で定めなければならないとされている場合に、規則の形式をとる場合が多いと考えられます。

企業庁や病院事業庁といった地方公営企業は規定の形式をとっていますが、こちらにつきましては、地方公営企業法に基づいた形式で、他の機関における規則や訓令に近いものとなります。

続いて資料5をご覧ください。

新たに職員対応要領を策定する県教育委員会、県警察本部の対応要領の現在の案でございます。

教育委員会では、事務局等職員向けと県立学校の教職員向けで、職員対応要領をそれぞれ策定しております。

事務局等職員向けの職員対応要領については、知事の事務部局の対応要領（案）、県立学校教員向けの職員対応要領については、文部科学省の職員対応要領の（案）をベースに作成されております。

また、警察本部の職員対応要領については、警察庁の職員対応要領の案をベースに作成されております。

内容についてです。相談窓口等各部局が独自に定めるところは異なってまいりますが、参考としている国の対応要領が、各省庁とも内閣府の案に準じて作成されていることから、大きな差はありません。

参考としている国の各省庁の対応要領については、パブリックコメント終了後の正式なものがまだ

示されておられませんので、その内容によっては、知事の事務部局の案も含めて変更する場合がございます。また、県の組織は非常に多数あり、関係機関との調整についても時間を要しております、その結果による変更も想定されますので御了承いただきたいと思ひます。

最後に今後のスケジュールでございます。

本会議終了後改めて施策審議会委員全員への意見照会を行い、最終的な意見を11月5日の第2回施策審議会に取りまとめていくこととしておりますのでよろしくお祈ひします。

高橋座長

ただいま説明のありました「障害者差別解消法に基づく職員対応要領（案）について」、御意見や御質問等があればお伺ひします。

渡辺構成員

広報について、点字版と音声版があることや、地元ではゴミの分別法を説明する音訳版があることを最近初めて知りました。

こうしたことから、良いものを作成しているにもかかわらず、当事者には届いていないという印象を持ちました。

また、地元の音訳ボランティアの方が市役所に対して、作成した音訳版に関する情報を広報に載せていただきたいと申し出たときに、一つのグループの宣伝となるようなことはできないと言われたことを聞きました。

障害者にとって役に立つ良いものが、一人一人の手元に届く仕組みがあるといいなと思ひますので、そういった取組みをしていただきますよう、お祈ひいたします。

障害福祉課 伊藤主査

良いものを作成しても、実際に活用されなければ意味がないという点は、渡辺構成員のおっしゃるとおりだと思ひますので、機会を捉えて県の組織と各市町村に対して伝えていきたいと思ひます。

加賀構成員

障害の「害」の字をできるだけひらがな表記にさせていただきたいです。これは障害者全般の意見であり、ひらがなにすることで大きな変化があるということではございませんが、障害者自身、「害」という字を使うことに対して抵抗がありますので、お祈ひいたします。

障害福祉課 伊藤主査

障害の「害」の字については、平成22年度に国の障害者制度改革において議論がされております。

加賀構成員のおっしゃられた理由から、県内の市町村ではひらがなにしているところもございます。愛知県では、国の法律等で「害」の字が漢字表記であることから、それに合わせて対応しております。

障害福祉課 加藤主幹

場面に応じて国に対しても、「害」の字をひらがな表記にするよう申し伝えておりますが、現時点では国の障害者基本法に合わせて「害」の字を漢字で使用していることを御理解いただきたいと思ひま

す。

加賀構成員

愛知県のみ「害」の字をひらがな表記にすることはできないのでしょうか。

障害福祉課 加藤主幹

現在、「害」の字をひらがな表記にしている地方公共団体も増えております。現状として、愛知県は国の法律に沿った形をとっておりますが、御意見があることを踏まえて、引き続き問題意識を持って取り組んでまいりたいと考えております。

加賀構成員

一般の方々にも、なぜ「害」の字を漢字で使用しているのか、と問われることもあるとともに、「害」の字をひらがなで使用したいという障害者自身の思いもあります。お願いいたします。

高橋座長

47都道府県がどのように表記しているかを調査し、御報告していただければと思います。

徳田構成員

資料5についてです。小中学校の教員も県から採用され、給与も県から支払われていることから、教員の職員対応要領が県立学校の先生に限定されているのはなぜなのでしょう。障害のあるお子さんに対して、教員がどのような対応をされるかはとても関心が高いと思いますので、教員の職員対応要領は、小中学校の教員も含めたものにしてはどうかと思います。

特別支援教育課 山中主査

小中学校の教員については、市町村教育委員会が策定する市町村の職員対応要領に基づいて対応していくことになろうかと思えます。

徳田構成員

今後市町村の教育委員会に対しても対応要領が波及していけば良いと思います。

次に、資料5の10ページ、相談体制について、別紙に相談窓口が5つほど記載されておりますが、これらは窓口として分かりにくいため、分かりやすくしていただきたいと思えます。

また、特に精神障害や発達障害の方への理解や合理的配慮が不十分であることから、相談する側とされる側の話し合いや啓発活動によって差別が少なくなれば良いと思えます。

相談窓口については、学校長や教育委員会へ相談を持ち込むよりも、第三者委員会などの専門家を置いた方が県民も安心して相談でき、障害に対する理解も進むと思えますがいかがでしょうか。

特別支援教育課 畑中補佐

相談窓口は案の段階であるため、御意見を参考に、今後検討していきたいと思えます。

武藤構成員

資料5についてです。

まず、10 ページの県立学校の職員対応要領についてです。こちらは、県立学校に所属する教員と事務職員のための包括的な職員対応要領であり、内容も教員と事務職員の両方の対応について記載されています。しかし、名称は「職員対応要領」とされていることから、「教職員対応要領」に名称を変更し、教員と事務職員の両方の対応要領であることを明確化していただきたいと思います。

また、内容について「障害を持つ児童・生徒」と「障害のある幼児・児童・生徒」という表現が混在しています。特別支援学校の幼児部を想定した表現であるかと思いますが、全ての文言を「幼児・児童・生徒」に統一していただければと思います。

次に、14 ページの下から5つ目に「子供である障害者又は知的障害、発達障害…」とありますが、「子供である」という表現について工夫をしていただきたいと思います。加えて「子供」という表現については、学校教育法の中であるため、18歳未満が想定されます。しかし、内容の一部に「障害者」という表現が見られます。例えば14 ページの上から4行目では「障害者」という表現が使われています。18歳までは障害児であることから、表現の統一をしていただきたいと思います。

最後に、警察本部の職員対応要領についてです。警察本部には警察官と警察職員が所属しておりますが、一括して「職員対応要領」という名称が使用されています。警察職員として警察官と警察職員の業務が違うことには触れられておりませんが、警察庁を参考にされたという解釈をしております。

特別支援教育課 畑中補佐

教育委員会にいただきました御意見について回答させていただきます。

「児童・生徒」と「幼児・児童・生徒」等、表現の検討が必要なところは、当課とともに担当している教職員課や高等学校教育課と連携をとって修正していきたいと思います。

警察本部 粕谷補佐

警察本部では、警察官と警察職員を合わせて「警察職員」と称しており、一般の方と対面する機会が多い窓口業務は警察官と警察職員が共に行っております。このため、警察官と警察職員で分けて職員対応要領を策定する必要はないと考えております。

園田構成員

資料3の4ページについて確認です。県職員の中にろうあ者の方がどれくらいいるか調べていただきありがとうございます。ろうあ者の県職員が8人もいることに驚きました。

こちらは教員も含んだ数字なのでしょうか。また、彼らは手帳の等級で言うと重度か軽度かどちらでしょうか。

障害福祉課 伊藤主査

今回調査させていただいた範囲が、知事の事務部局の職員であるため、教員は含んでおりません。また、手帳の等級までは調査しておりません。

人事を所管している部局がどの程度把握しているか分かりませんが、把握しているようであれば報

告いたします。

園田構成員

質問が4つあります。

一つ目は、5ページの合理的配慮の具体例についてです。

合理的配慮として筆談での対応を求められることが考えられますが、ろうあ者の場合、すべての方が筆談できるわけではありません。このため、合理的配慮として筆談を求められても困ることがあることを理解していただきたいです。ろうあ者の中には、手話通訳者がおらず、筆談もできないため、相談に行かずじまいになってしまう方も多いと聞いております。手話通訳者を設置することで、そういった方が相談に行きやすくなると思いますので、お願いいたします。

二つ目は、選挙についてです。

盲ろうの重複障害の方が、介助員と選挙に行った際、会場に入るときに介助員の同行が認められず、投票することができなかったという話を聞きました。盲ろうの重複の方でも投票することができる環境づくりを行っていただきたいと思います。

三つ目は、3年後見直し規定についてです。

必要に応じて見直しを行うと書かれていますが、見直しを必要と決める場所はどこなのでしょう。また、見直しをしていただきたいときはどこへ言えばよいのでしょうか。そして、見直しをしていただきたいという意見を出せば、会議を開いていただけるのでしょうか。

四つ目は、警察本部の職員対応要領についてです。

公安委員会は警察とは別の組織となるのでしょうか。免許の更新をする際は、免許センターは公安委員会の所管であるため、職員対応要領が適用されないのでしょうか。

障害福祉課 伊藤主査

一つ目の手話通訳者についてです。

園田構成員のおっしゃるとおり、すべての窓口到手話通訳者が設置されることが理想であると思いますが、各自治体それぞれに事情があり、ただちに設置することが困難な場合もあります。機会を捉え、各市町村には御意見を伝えていきたいと思います。

三つ目の3年後の見直し規定についてです。

条例の見直し規定についても同様の御意見をいただいたかと思います。こちらについては、県で事例を積み重ねていく中で、必要と判断すれば見直してまいりますし、施策審議会で御意見をいただければ検討をしております。

選挙管理委員会事務局 山内主査

二つ目の選挙についてです。

障害のある方の付き添いとして、投票所に入場できないという規制はございません。

投票所職員に申し出ていただいた場合、代理記載できる制度がございます。

警察本部 粕谷補佐

公安委員会は、警察の運営を管理するという位置づけであり、別の組織となります。

公安委員会の職員対応要領がないことにつきましては、公安委員会は民間の方から選んでおり、警察庁の方針として、そういった方々を縛るための対応要領を策定する必要はないという見解です。

ただ、免許更新事務については、公安委員会から委任を受け、警察が事務を取り扱っているため、警察職員の対応要領に従って、対応してまいります。

公安委員会は警察を管理する立場にあり、それぞれの事務について管理・監督をするのですが、一部の事務については本部長に委任されていることから、本部長が実質的に行う業務が多々あります。

免許更新事務についても、実質的には警察職員が業務を行っていることから、警察職員の対応要領で対応することができます。

土本構成員

本日の審議会の中で、「法律に基づいて」であったり「国の方針に従って」という回答が多くありましたが、「害」の字の表記も含め、愛知県から発信し、そこから波及していくようなものがあったとしても良いのではないのでしょうか。

高橋座長

「害」の字の表記については、まずは調べていただき、今後検討してまいりましょう。

まだ意見交換をされたい方もいらっしゃるかと思いますが、お時間も過ぎておりますので、本日の会議はこれもちまして終了させていただきたいと思えます。

他にお気づきの点があれば、事務局に御意見をお出しいただければと思います。

予定では第2回障害者施策審議会で、すべての任命権者の職員対応要領最終案について検討することとしています。

事務局におかれましては、さまざまな御意見を踏まえて、よりよい職員対応要領となるよう、検討をお願いします。

では、事務局にお返しします。

13 閉会

本日はお忙しい中、長時間にわたり御審議いただき、ありがとうございました。

ここで、今後のスケジュールについて説明させていただきます。

資料6を御覧ください。本年度第2回愛知県障害者施策審議会を、11月5日（木）に開催する予定としております。追って開催通知を送付いたしますので、よろしく願いいたします。

構成員の皆様方におかれましては、本県の障害者支援施策の推進につきまして、引き続き御支援・御協力をいただきますようお願い申し上げます。

本日は、ありがとうございました。

以上で、平成27年度第3回愛知県障害者施策審議会ワーキンググループを終了した。